

## 三重県国民保護計画の変更について

### 主な変更内容

#### (1) 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの

##### ①県における訓練についての変更

訓練について、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加

##### ②避難施設の指定についての変更

都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

##### ③武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発についての変更

平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動等の周知に努めることを明記

#### (2) 関係する機関等の名称変更、関係法令の施行等による変更

#### (3) 三重県の概要にかかる変更

三重県の地形、人口、地域別昼夜間人口、道路、鉄道、石油コンビナートの状況について、新たな統計資料等に基づく変更